

上志津会館運営規程

- 第 1 条 (名 称) 会館は「上志津会館」と称する。(以下「会館」という。)
- 第 2 条 (使用目的) 会館は上志津三区町会、会員相互の親睦と地域活動の場とし、地域の発展を図る目的のために利用するものとする。
- 第 3 条 (運 営) 会館は「上志津会館運営委員会」が運営する。
1. 町会役員は会員の維持、管理、会計等は業務に責任を持ってあたる。
2. 他に利用者の申し込み受付者 1 名は、役員会で選出する。
3. 会館利用受付者の任期は 2 年とし再任は妨げない。
- 第 4 条 (会館の利用) 1. 会館の利用申し込みは 2 カ月前から受け付ける。
2. 利用申し込みは所定の「申請書」に利用者が記入し使用料を添えて会館利用受付者に申し込むものとする。
3. 会館利用受付後において町会緊急臨時総会、町内の突発的の火災、天災地変等が発生した場合は相談により取り消すこともある。
- 第 5 条 (会館の利用) 1. 会館の利用申し込みは 2 カ月前から受け付ける。
2. 利用申し込みは所定の「申請書」に使用料を添えてに担当委員に申し込むものとする。
3. 会館の利用受付後において町会の緊急臨時総会、町内の突発的の火災、天災地変等が発生した場合は相談により取り消すこともある。
4. 会館の利用は原則として 9 時より 21 時までとする。
5. 利用者は会館の備品を使用できる。
6. 町会員は所定の手続きをとり会館外でも備品を使用できる。
7. 利用者は会館内、備品等の整理整頓、清掃及び火の元、ガス栓等の後始末には責任を持たねばならない。
8. 利用者が備品等を破損した場合は原則として弁償する。
- 第 6 条 (使用料) 1. 会館利用者は次の区分により使用料を納入しなければならない。
- | 時間 | 9～12 時 | 13～17 時 | 18～21 時 | 全日 |
|-------------|-----------|---------|---------|----------|
| 部屋 | | | | |
| A 和室 | 500 円 | 500 円 | 500 円 | 1,500 円 |
| B ホール (舞台側) | 800 円 | 1,000 円 | 1,200 円 | 3,000 円 |
| C ホール (東側) | 800 円 | 1,000 円 | 1,200 円 | 3,000 円 |
| 葬祭 | 全館 (2 日間) | | | 34,000 円 |
2. 営利目的の利用者は規定料金の 50% 増とする。
3. 当町会以外の方の利用は規定料金の 50% 増とする。
- 第 7 条 (予算・決算) 会館の予算・決算は町会役員会の承認を得て町会総会に選出するものとする。
- 第 8 条 運営上重要な問題が生じたときは町会役員会において審議検討し処理する。

(重要な問題の
処理)

(付 則)

この規定は昭和 53 年 5 月 6 日より施行する。

昭和 56 年 4 月 1 日 使用料改正

昭和 58 年 4 月 1 日 運営委員の条文改正、使用料より暖房の項削除
第 8 条予算・決算の条文挿入

昭和 59 年 4 月 1 日 第 5 条 3 項「慶弔」削除

平成 2 年 4 月 21 日 委員の任期を 2 年に改正

平成 4 年 4 月 第 6 条 (使用料) 1. 葬祭挿入

平成 10 年 6 月 使用料改訂

前上志津会館運営委員会は平成 15 年 12 月をもって解散する